



**労災補償**

**仕事  
の疑問  
相談室**  
鳥取労働局

**Q** 労働者が新型コロナウイルスに感染しました。どのような場合に、労災保険給付の対象となりますか。

**A** 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

医師、看護師、介護従事者などが新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場

## 新型コロナウイルス感染症と労災補償

合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

医療や介護に従事していない方については、感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合にについては、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明しない場合であっても、複数の感染者が確認された事務所等で行っていた場合に、顧客等との近接や接触の機会が多い職場環境で働いている場合で、それにより感染した蓋然性が強い場合は、労災保険給付の対象となります。

「顧客等との近接や接触多い職場環境」とは、小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務などを想定しています。具体的には、クラスターが発生した飲食店内で接客業務をしていた労働者、クラスターが発生した保育園で保育業務をしていた労働者、新型コロナウイルスに感染していた同僚労働者と作業車で同乗していた労働者に労災保険給付をしたケースがあります。詳しくは労働局または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課  
電話0857(29)1706